

災害時における

要配慮者への支援に関する協定

協定内容

東京都介護職員及び障害福祉サービス等
職員宿舍借り上げ支援事業対象

安否確認及び避難誘導

訪問サービス及び障害福祉サービス事業所の利用者の「安否」を確認し、区に報告をします。
また、必要に応じて、利用者を避難所その他安全な場所まで同行及び誘導を行います。



避難所等での支援の提供

区からの要請に基づき、避難所・福祉避難所などにて、訪問サービス及び障害福祉サービス等を行います。
想定されるサービスは、居宅介護支援、訪問介護などです。

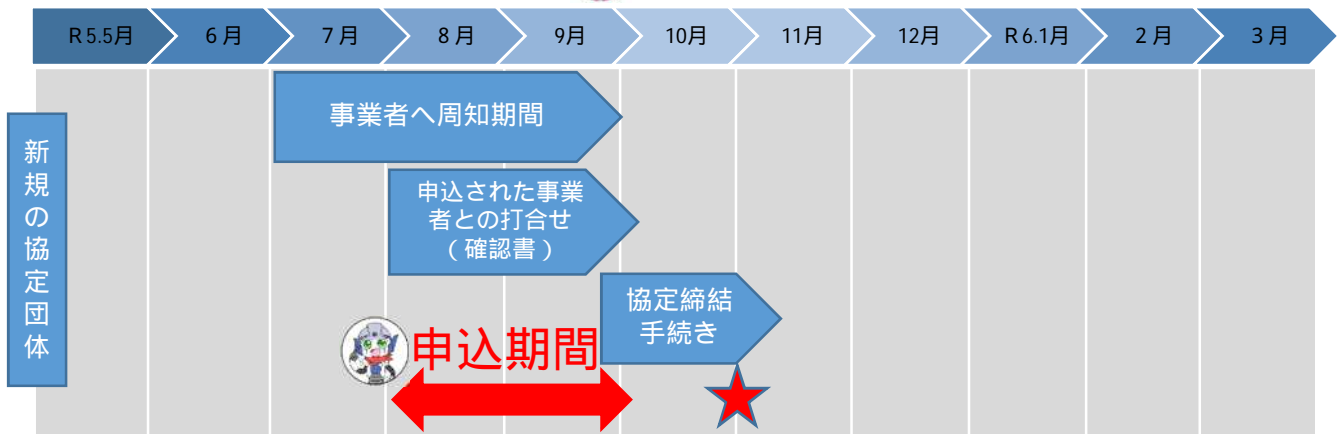


上記内容にご協力いただける連絡会（協議会、協会等）及び事業所につきましては、下記連絡先へご連絡をお願いします。

協定について

- 事業者の方は、ご自身・ご家族・従業員・施設等の安全確認後、可能な範囲でご協力ください。
- 報告は、電子メール・FAX・電話・訪問・その他可能な手段を想定しています。
- 個人情報の取り扱いについては、十分にご留意いただき、災害時に区へ安否確認情報を提供することについては、利用者の同意は不要です。

R5年度の対応スケジュール



「災害時における協力体制に関する協定」につきましては、年度ごとまとめて協定締結させていただく予定です。

【連絡先】

協定に関すること

江戸川区役所 防災危機管理課計画係（5662-1992）

要配慮者支援に関すること

江戸川区役所 災害要配慮者支援課災害要配慮者支援係（5662-0109）

災害時に備えて、
「江戸川区防災アプリ」を
ダウンロードしましょう！



iOS
Download on the
App Store



Android
GET IT ON
Google Play

